

議第 28 号

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する 条例について

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改める等、特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年下呂市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（消防業務手当） 第22条 消防業務手当は、次の区分により消防業務に従事する職員に支給する。<u>ただし、次条に規定する緊急消防援助隊出動手当が支給される災害活動に従事した場合は、支給しない。</u> （１）・（２） （略） （３） <u>救助出動者等 救急や火災出動等に従事した者</u> 2 前項の手当の額は、次に掲げる額を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。 （１） 隔日勤務者 <u>1回1,300円以内</u> （２） 潜水士 <u>救助活動や災害等で潜水士隊が行う入水活動に従事したとき、出動1回につき1,000円以内を支給する。</u> （３） <u>火災出動 1回500円以内</u> <u>救助出動 1回500円以内</u> <u>救急出動 救急救命士 1回500円以内</u> <u>その他の者 1回350円以内</u> <u>その他の出動 1回300円以内</u> <u>通信業務（隔日勤務者に限る。）</u>	（消防業務手当） 第22条 消防業務手当は、次の区分により消防業務に従事する職員に支給する。 （１）・（２） （略） （３） <u>救急救命士 救急救命士の資格を有し、消防長が任命した者</u> 2 前項の手当の額は、<u>勤務1月につき</u>次に掲げる額を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。 （１） 隔日勤務者 <u>給料月額</u>の100分の13以内（ただし、月額26,000円を支給限度額とする。）に、<u>勤務1回につき1,000円以内を加算</u> （２） 潜水士 <u>国の示す基準に準ずる。</u> （３） <u>救急救命士 国の示す基準に準ずる。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>1 回800円以内</u> <u>(緊急消防援助隊出動手当)</u> <u>第22条の2 消防庁長官の求め、若しくは指示による緊急消防援助隊に出動し、災害活動に従事した職員に支給する。</u> <u>2 緊急消防援助隊出動手当の額は、業務に従事した1日につき2,160円を超えない範囲内で市の規則で定める額とする。</u> (支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、<u>第20条、第22条及び前条</u>の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。	(支給方法) 第23条 (略) 2 (略) 3 下呂市職員の給与に関する条例第13条の2及び第23条の9に規定する管理職手当の支給を受けている職員には、第4条、第13条、第14条、第18条、<u>第20条及び前条</u>の規定にかかわらず、特殊勤務手当を支給しない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

消防業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当について、出勤回数等に応じた支給方法に改める等、特殊勤務手当の適正化を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 消防業務手当のうち隔日勤務者に支給する手当について、月額支給から勤務回数に応じた支給方法に改めます。

(第 22 条関係)

- (2) 「消防業務手当」について、次条に規定する「緊急消防援助隊出勤手当」が支給される場合は、支給しません。

(第 22 条関係)

- (3) 消防業務手当のうち火災や救助等に出動した職員に支給する手当について、その出勤内容とその出勤回数に応じた支給方法に改めます。

(第 22 条関係)

- (4) 消防庁長官の求め等により緊急消防援助隊として出動した職員に、緊急消防援助隊出勤手当を支給します。

(第 22 条の 2 関係)

- (5) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

(附則第 1 項関係)